

令和6年度 第6回国分寺市男女平等推進委員会

日 時：令和7年1月29日（水） 19時～20時30分

場 所：ひかりプラザ203・204号室

出席者：委員7名（甲斐田委員長・富永副委員長・横田委員・富本委員・田中委員・
中田委員・橋本委員）

事務局：3名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

委員 長：定刻となりましたので、これより令和6年度第6回国分寺市男女平等推進委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それではまず、資料の説明を事務局よりお願いします。

事務局：着座にて失礼させていただきます。

本日お配りしている資料が5点になりまして、資料1は令和5年度の施策別事業実績、一番分厚いものになります。資料2が同じく5年度の施策評価票になります。この2つを使って、今日一つ前の令和5年度の施策進捗評価を行っていただくことになります。資料3につきましては、先日、次期計画のパブリックコメントを実施いたしまして、そこでいただいたご意見を、今日は報告のみとなりますが、まとめたものが資料3になります。参考資料としまして参考資料1、2というのは、今日行っていただく施策評価表の説明書きを付けております。資料については以上5点になります。

委員 長：はい、それでは議題1、第2次国分寺市男女平等推進行動計画令和5年度施策評価について議題とします。では事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：今年については次期計画の策定がありますので、これまで、5回ありましたが、まずは次期計画の策定を先にさせていただきました。

今回と次回、今年度は7回の設定になりますので本当に駆け足にはなってしまうのですが、毎年やっております、現行計画の令和5年度の施策評価というのをさせていただきますと思います。

評価の体制、参考資料1、2を見ていただきまして、毎年ご説明させていただいているところで恐縮ではございますが、現行計画の評価というものを毎年行います。

評価体制につきましては、この男女平等推進委員会と男女平等推進専門委員会という一般の係長以下の職員の14名からなる組織と、それから最後に男女平等推進協議会という副市長が会長で、部長職が7名の推進協議

会、この3つの会議を持ちまして、その年の評価というものを確定させていく体制になっております。

参考資料2と、資料1、2を見ていただきたいのですが、参考資料2に拡大してあります図、これは資料1の施策別事業実績の図になります。

施策別事業実績の作りですけれども、資料1の方は各事業所管課が、例えば経済課とか人権平和課とかそれぞれの課が、自分たちの事業をどうだったかというところを、自己評価をしている内容になります。これを受けまして、資料2の方は、この会議体に先行しております専門委員会の方で評価をしまして、評価AとかCとかというのを確定させたものが資料2になります。資料1に戻っていただきまして、全部で35ページありますが、1ページ目から課題1の施策1というのが始まりまして、1枚おめくりいただきますと、2ページ目の最後に専門委員会評価という欄がございます。こちらにつきましては、まず主管課が評価したものを専門委員会で見て、気になるところがこちら文章で書いてありまして、総合的にこの施策全体を見て、Bということで、専門委員会が評価をしている内容ということになります。こちらを踏まえまして、今日の推進委員会でメインとしてはこの資料1を参照しながら、各課、それから専門委員会がした評価に対してご意見をいただくという流れになります。評価の仕方の説明は以上になります。

委員長：はい。ご説明ありがとうございました。課題が1から6までありまして、施策が各課題にぶら下がる形で21ありますので、施策ごとに確認していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それではそのように進行していきます。

本日は課題の4までを目標に進めていきますので、どうぞよろしく願いいたします。では施策ごとの評価に入ります。

最初に課題の1、男性中心型労働慣行の見直し、施策1、ワークライフバランスの推進ですが、いかがでしょうか。事業No.1から3までですね。

事務局：事務局の方から細かい説明になりますが、例えば事業No.1の経済課をご覧いただきまして、数値目標「オンラインを含む」を消してございます。令和4年度まではオンライン開催もしていたところ、令和5年度はオンラインをやめて対面に切り換えたというところで、今年の修正事項ですので見え消しにさせていただいています。同じくNo.2の職員課なのですけれども、こちらが特定事業主行動計画を修正し、合わせてこちらも修正ということなのですけれども、これまで育休取得率が1日でも取ったらカウントするという形だったのが、1週間以上取った人だけをカウントする形に変えたということで、このような表記になっております。これらを全部踏まえまして専門委員会の方ではいろいろ質疑なども出たのですが、評価に記載

すべきという内容としては事業No.3 経済課の個別相談会ですね、これは年間48回開設しているのですが、利用者がほぼないということで、ただやれる環境整えているというだけなので、評価がちょっとしづらいということで、これは次期計画でもいいのですけれども、数値指標の変更をした方がよいのではないかという意見が出ております。

委員 長：ありがとうございます。では皆様いかがでしょうか。

では私から質問させていただきます。事業No.2の人権平和課のものなのですが、平日の夜間オンラインに設定したということですが、その効果はどうだったのでしょうか。これで参加者が増えたということですか。

事務局：同様の講座、男性ジェンダーに基づく講座を、前年度も同様に平日の夜間オンラインで開催しております。その2つに関しては、そもそもの値が低いものではあるのですが、男性の参加者も他の講座に比べると比較的多かったという状況です。それがテーマによるものなのか、開催方法によるものなのかというのは少し分析ができていないので、今後も開催方法については多様な形で取れるようにとは思っております。

委員 長：それは書かれた方がよいのではないですか。今おっしゃったように参加人数を増やすためには、方法なのか、テーマなのかの分析はまだないということですが、少なくとも方法として平日夜間をオンラインにしたということで、男性の参加を促したということで、ということ自体がなにか実績ではあるのですが、なんかこれだと、それでどうなったのかなというのがちょっと分かりづらいかなど。せっかくいい試みかなと思いますけれども。

事務局：そうですね。一応その男性が参加しやすいようこの時間帯に設定し、委員長言われたような辺りをちょっと追加して、男性が参加しやすいように設定したということは今後もテーマ、開催方法を検討していくみたいな内容を追加させていただきます。

委員 長：お願いします。皆さんいかがでしょうか。

副委員長：すみません、そこのところで目標に対する評価1つというのはちょっと低いかなと思ったりするのですが、なぜ1なのか。

事務局：機械的に判断すると、数値目標5回に対して4回で下回っていますので、機械的に1というふうに数字を満たしていないということで記載しております。

委員 長：皆さん考えていらっしゃる間に私から1つ。先ほどの経済課の事業No.3なのですが、人権平和課もこれで参加者を増やすために平日夜間オンラインという試みをされているじゃないですか。それに対してこちらはやっぱり窓口で、しかも決まった曜日で、というのを何かこう変えていくということは試みとしてもないということですかね。

事務局：経済課のこの事業は、市単独ということではなくて、東京都の労働センターと協力し合っているところで、なかなか毎週金曜日平日の昼間だと思いのですけど、そこを動かさないところはあるのかなって思うふうに思います。

委員長：そうすると利用者がいないっていうのも、必要がないからではなくてやっぱり時間体に影響はされていると思います。

事務局：専門委員会の方でもここには触れていて、48回開設すればそれでいいのかってところが書かれていますので、推進委員会の方は別の視点で開催方法の工夫も検討されたいと委員会の意見として書くという形にしたいと思います。

委員長：特になければ次にいきますがよろしいですか。

では施策2、男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり。これは事業No.4だけです。

委員：ちょっとお尋ねして良いですか。ここの高齢福祉課のところの専門委員会の評価が、達成してないので評価は1とするとあるのですが、さっき機械的に達していなかったら1ってお話だったのに、どうしてここは最初に3がついているのでしょうか。

事務局：すみません。ご説明をしようと思います。

この資料としてはもう109ページ以上になってしまうので、紙では印刷してないのですが、各課が出してきた自己点検表という様式になりまして、これ高齢福祉課の今の事業No.4なのですけど、数値目標200に対して130人と達していないのですけど、なぜか3になっている。課によっては、例えば目標の講座の参加者数が200で実際が199だったら評価が2になっちゃうのは納得いかないという課もいたりしまして、機械的にやるという趣旨を理解されている課とそうでない課があります。ちょっと高齢福祉課にどうなのでしょうっていうのは聞いているところではあるのですが、例えそういう気持ちが入って3にしてしまったとしても、評価としては1というふうにいたします。さらに一方で、この欄を横に見ていただきますと、令和3年4年と男女平等に対する評価を3でつけているのです。事業内容が昨年とあまり変わらないのと、あと今回についても出ているというふうに担当が判断しているにも関わらず今回2にして、なぜか機械的なところは3にしているので、そのあたりを確認した上で、男女平等の評価については専門委員会としては3で良いじゃないかって言っているのですけれども、これはちょっと担当課と調整中というところなんです。委員おっしゃったように、ここはもう機械的にやる場所ですので、委員会としては1でやっていこうかなと思っています。

委員長：その上の子育て相談室の方は機械的に1です。

事務局：そうですね。ほんのちょっとなのですけどそうしています。

委員：今の高齢福祉のところは、事業実績が数値目標には達していないが、参加人数が昨年度より増加しているということは、これ要するに数値目標を上げ過ぎちゃったという感じなのですか。

事務局：数値目標を、いや、令和3年の時点でも目標数値が200に対して235ではるかに上回っているんで、その前年の数値から3、4、5、6年度も見込みを立てたと思うんですけど、4年度以降は数字が落ちていまして、それに対しての分析っていうのは外的要因なのか、制度的な問題なのかというのはここには記載をさせていないのと、当課でも把握をしていないのですが、令和2年までの実績から立てた見込みと現実が少し乖離している状況があるということと思われまして。

委員長：同じようにその上の子育て相談室もこれ目標が高すぎたのではないのかな。子どもが減っているのに。そもそも第1子を妊娠してっていうことが多すぎるということでしょうか。

事務局：子育て相談室ですけど、両親学級の受講者数なので、さすがに全体数を超えているという見込みではないと思うんですけども、年々この433、528って頑張ってきてはいる感じがあります。

委員長：でも、そもそも第1子妊娠中の市内に住んでいる人の数が減ったら、実績は上がらないですね。

事務局：あるいは100%が受けているわけではないので、分母は幾つかというのは聞き取りしていないので、そこはちょっと分かりづらいところなんですけれど、例えばもともと50%ぐらいしか受けてなかったところが、分母は増えないのに、受ける人を増やしているということかなと思うのです。

委員長：そうしたらこの目標数値は人じゃなくて、パーセントの方が良いのではないですか。ただその母数が分かるのかというのは分からないのですが。

事務局：母数は確認します。

委員：そもそも数値目標を決めて、決めた後は誰かチェックしないのですか。

事務局：チェックはしないですね。

委員：担当課から上がってきた段階で目標設定になるのですか。目標が700人と6年度があって、700っていう報告を受けた段階で、その課は700人ですということが決まるのですね。

事務局：チェックする体制はなく、担当課の判断でやっています。

委員：実績に対しての目標数値の決め方が余りに安直で、いったから3になるのかっていうと、逆にいかなかったから1にするのかっていうふうになってくるとその1、2、3の評価も、すごく曖昧。そもそも3だったから

本当にいいのかっていう話になりますし、逆に1だからといって、これ、子育て相談室の方ですと参加が増えているわけですから、実際は認知が広がっていたりとかっていう、実は効果は出ているじゃないかっていう評価も見方としてはできるわけではないですか。だけど目標が高すぎるが故に、到達しないってなっちゃうとどうなのだろうという気はするのですけど。

事務局：数字の設定については、当課がこの事業の専門ではないということもあるので、やはり担当課さんの方で適切な数字を出してきていただくっていう前提で立ててはいるのですけれども、理想論的な意味で目標にしたのか、現実的な数値なのかというところは各課によって違うかなとは思っています。皆さんおっしゃる通りNo.4の子育て相談室については年々上がっているにもかかわらずその目標設定のところは果たしてこういう設定の仕方でいいのかという、そもそもの第1子妊娠中の方っていうのが増えているのか減っているのかという検証ですとか、あとはその現実的な目標値なのかというところをもう一度考えて欲しいという意見でいかがでしょうか。

委員：2点あるのですけど、高齢福祉課のこの参加者って、こうやって目標のところにも性別にかかわらず、介護役割を担う人が孤立化することを防ぐとあるのですけれども、これ132人来たけど、130人女性でしたとかってなると、これ目標達成しているのかというところがあって、男女の内訳っていうのは分からないのでしょうか。男性の参加があまりなかったら違うのかな、なんていうふうにちょっと感じました。

それから、子ども子育て支援課と子育て相談室、土日の行事の開始とか、土曜日の開館とかというところで、父親の参加を増やそうというようなところで、土曜日、日曜日に行事を設定したりとかしていただいているようなのですけれども、これをする中で、逆にここで働く人たちのライフワークバランスは大丈夫なのだろうかというね。土日に行事をするのでなくて、保育園等の行事が平日にあってもお仕事を休んでこられるような世の中じゃなきゃいけないわけですよ。お仕事休みだから行きますっていうのは違うのではないかなと思います。これ女性だってね、仕事休みだから行きますじゃないですもんね。皆休んで行くのだと思いますが。その休みが取りやすい世の中にならなきゃいけないのですよね。

委員長：両親揃ってという表現はいいのですか。シングルのある家庭もあると思いますけど。

事務局：そうですよね。

委員長：まずいですよね。これは印象的。

事務局：表現を意識した方が良いかもしれませんが。両親揃ってはあまり良くないかもしれない。男女平等というよりは、表現的にあまり。父親が来たということをアピールするために担当課さんは入れた言葉だとは思いますが、その意図は汲みつつも、少し様々なご家庭の事情もあると踏まえた表現をできるように担当課を工夫してもらえるようにします。

委員のおっしゃった土曜日よりも平日にやる方がというところは、どうしましょう。次期計画での反映にはなると思うのですが、そういう視点も入れた上で、また次期計画のときは、もう一度、事業の取組を考えて欲しいみたいな感じで意見として記載する形でよろしいでしょうか。

委員：そもそも土曜開館にした市のねらいとあってどんな感じですか。

事務局：土曜開館は20年位前からやっています。当時はどちらかというところ、お子さんが、学校がないので居場所がないから土曜開館をしていると聞いています。さらにその土曜日に行事を充てると、学校が、本当に小学生でも3時とか3時半とかに帰ってきて、中学生になると4時過ぎだったり部活があったりするので、お子さんのためにどちらかというところ土曜日に行事を充てていました。また時代とともに変化してきて、土曜日開館するのはお子さんのためでもあり、それから仕事をしている人も仕事をしている親御さんも、来られるという意味も追加されたのだろうと、ここを読むと思います。

委員：土曜日はお父さんも休みだというのが前提だと、もう土曜日お父さんに任せっきりだと、結局どこに連れて行かないとか、そういうことだから児童館っていう場を提供すれば、お父さんが自主的に何か考えずとも来られるみたいなそういうことですかね。

委員長：実際土曜日に父親の参加が多かったってということなのですよ。

事務局：そうですね。

委員長：ここ数値目標も土曜日に開館したかではなくて、別に土曜平日かかわらずどれぐらいの利用があったかとかそういうものの方がいいのではないですかね。

委員：それをしかもその父親母親が、どっちがどう参加しているかっていうのを見ないと、何となくこの男女平等との関連性があんまり見えない目標かなって感じがするのですね。

委員長：介護者交流会と同じで、参加者の性別は出したほうがいいですよ。施策2に関して他はいかがでしょうか。よろしいですか。では施策3になります。事業No.5だけですね。これは1つ目の経済課はオンラインから対面に切り換えたなら参加者が減ったってということですよ。

事務局：おっしゃる通りです。オンライン想定で100人を見込んでいたので100にしたのだと思うのですが、結局対面にしたところ38人であったと。

先ほどの目標数値が高いというお話もありましたけれども、対面だったら40人ぐらいを目指すのがいいだろうということで、目標を修正したいということです。

委員長：これは令和3年4年もオンラインで行われたということですよ。

事務局：対面ですね。実績としては全部対面でやっているのだと思います。

委員長：そうすると数値目標が何か間違っているっていうとおかしいですけど。

事務局：そうですね。昨年の今のちょっと前ぐらいの時期に、令和5年度6年度何やろうかと考えていったときに多分オンラインでやろうと思ったと思うのですよね。でもやっぱり対面になって、今この令和5年度100人っていうのは修正できないのですね、年度が終わってしまっているのです。ちょっと見た目変な感じにはなってしまうのですけれども、6年度を40人に修正するのが精一杯できるところです。

委員長：そうするとこの専門委員会のところの評価に書いてあることと同じですね。

事務局：はい。

委員長：いかがですか。よろしいですか。では課題2の方に入りたいと思います。施策の1からいきます。事業No.6、7、8。

事務局：委員長すみません。専門委員会でご説明します。事業No.7の人権平和課なのですけれども、女性のためのキャリアアップ支援などの研修の情報を、手法としては市報、ホームページ、Twitter等で掲載するというように書いてあるのですけれども、等と記載しているので市報、ホームページ、Twitterに限らなくとも良く、今回、事業者に直接チラシなどを送るところをやったのですけれども、専門委員会ではせっかく市報、ホームページ、Twitter等とあるので、1つの手法ではなくていろんな手段を平行して入れたら良いのではないかというご意見がありました。それから事業No.8の防災安全課については先ほどの目標に対する評判の考え方で、これもちょっと担当の職員としては、1番の防災会議委員っていうのは人事異動があったりすると、もう充て職なのでどうしようもないところがあるらしいのですが、とはいえ機械的にやるので1にしますよというところで評価しています。

委員長：いかがでしょうか。この一番最初の政策経営課にもこの委員の割合が増えていかないのは、これは何か理由があるのでしょうか。

事務局：各附属機関等っていうのは、ここで言えばまさにこの会議ですけれども、いろんな課が持っているわけですけど、それを取りまとめるのが政策経営課で、政策経営課としては何でかなっていう分析のところはできていないと思われま。

委員長：ずっと変わっていない。

事務局：そうですね。

委員長：多分あと1人増やすと40%になる位の感じなのでしょうけれども。

他に何かございますでしょうか。昨年度に比べると、なんか研修とかやりました、その結果がどうでしたっていうのが書かれていますよね。

事務局：これは実は、昨年の評価書を別添でつけると皆さんあんまり読まないの
で、このような感じで、令和4年度の施策評価で推進委員会の方でいろ
いろ意見をいただいていたので、あと事業実績に記載してほしいという
ことを、各課が評価するときですぐ見られるようにはしたのですが、
なかなかそこまで書いてくれないところもあって。

委員長：でも参加者の満足度などを入れているところがあるので、少し変わった
のかなと思いました。

事務局：徐々にというところかもしれません。

委員長：施策1に関していかがですか。では次に行っても大丈夫でしょうか。

では施策の2の女性の就業支援。事業No.9、10、11です。

事務局：事務局です。No.10の経済課につきましては先ほどと同じ事情で、ここも
やはり40、40。今年80にしてしまっていたのを来年も40に下げるとい
う。オンライン想定の人数を設定してしまったけれども、対面でやりま
すということでした。

委員：事業No.11。専門委員会の評価で、目標は上回っていないのですが、
「目標に対する評価を上回っていない」という記載。何をもって目標を
上回っていないとしているのか。

事務局：数値目標が周知の回数1回に対して実績が1回になっているので、機械
的に目標を上回ることがない場合は、ぴったりの時も2になるというこ
とです。

委員：同じだからということか。

事務局：2がダメということではなく、達成すると2になるという形になってい
ます。

委員長：11はこの事業内容がこれで、事業目標が情報提供を行うというところが
何かあってないような気がしますが、これ確か毎年これですよ。情報
提供を行う、周知しました。この周知したことをもって、なぜ男女平等
推進に対する評価が2だと考えられるのかという理由は少なくとも入っ
た方がいいのではないですかね。

いかがでしょうか。よろしければ次のところに行きます。では施策3、
子育て介護者への支援で事業No.が12、13。いかがでしょうか。

委員：専門委員会の評価の通りにすると、4つ挙げられている事業の4つとも目
標に対する評価が1だってことになるのですよね。

事務局：そうなります。

委員：ここの目標の設定が適切なのかというところを考えた方が良いかもしれませんね。この4つとも課が全部違うとはいえ、評価が1で揃ってくる。

委員：やはり子供の数が減っているっていうところが、現実なのだろうと思うので、そこが踏まえられた目標設定になっているのかなっていうのが。

委員：各課に目標設定をよく先を見通して、練って出していただきたいっていうふうに出していいのではないかと思うのですけどね。

委員長：ここ4つともなのですけど、先ほどと同じで、何で男女平等推進に対する評価を2としたのかという理由はここからは分からないのですけれど。何を以て評価をしているのか。

委員：いずれも子育て政策としては理解できるけれども、それを何かこう男女平等で進めるっていうこととあまり関連してないかもしれない。

委員長：母親だけが関わっていないかというところですね。介護のところも男性も女性も関わっているのかっていうのが全く見えないので。その目標の設定を現実的なものにした方がいいのではっていうのと、男女平等推進に対する評価を2とした理由を書いてくださいっていうことでしょうかね。

事務局：はい。

委員長：他いかがですか。なければ次いきます。

では施策4、地域における男女共同参画で事業No.14、15です。

委員：同じ話になってしまうかもしれませんが、No.15とかが、町内会連絡会の開催というのは、活動をやったり広げたりっていうのは、地域活動という意味では重要なのですが、それが何か男女平等の観点からどうか。

委員長：そこで男女問わず活躍できるみたいを書いてありますけれども、これは男女平等推進の評価がなんでこの評価にしているのかというのが。ここ4つ事業あって人権平和課以外の3つに関しては、やっぱり男女平等推進に対する評価を2とした理由がないですね。いかがでしょう。

では、もし何かあったらまた後で戻ってもいいかと思しますので次いきます。施策5生活の安定と自立の促進で事業No.16と17ですね。

ホームページへのアクセス数は、これは昨年と比べているということですか。

事務局：若干増えてはいますが、目標も先ほどの話にも出たのですが、そこ単純にこう上がっていくような目標設定になってしまっていますので、おそらく数字をたてた時に、コロナ禍で、コロナ関連のアクセス数の増加が根底にあったものを一般的なアクセス数と分析して目標をたててしまっ

たので、コロナ関連情報のページも減りアクセス数も減ったことで、本来のアクセス数に落ちているということで課としては分析しています。

委員：No.16も、それぞれ外国人の方とか高齢障害の方との生活支援になっていること自体は疑いないのだと思うのですが、男女平等とやっぱり関連があまりないと。女性の外国人とか女性の高齢者とか女性の障害者をターゲットにしているわけではないように見えるので、なぜ男女平等と関連する目標なのか、評価としても聞きたい。

委員長：事業No.16の人権平和課は、事業内容には高齢者、障害者、日本語を母語としない女性のニーズの把握と支援と書いてあるので、要はそれぞれのところの事業目標とかがこの事業内容に合っていないのですよね。本来であればそれぞれの女性のニーズの把握と支援を入れるべきですね。

この事業No.17の3つの事業に関しても、先ほどから皆様おっしゃっている通り、それぞれの事業としては分かるけれども、男女平等推進にどう関係するのですかというところが、分かりづらいです。

事務局：はい。

現行計画なのですけれども、今年度まで現行計画で評価をしなければいけないというところがあります。それで事業内容と事業目標については、基本的には変更しない項目になっていまして、事業目標の中で、この事業をやるのだけれども、その上で、男女の割合、内訳はどうだったのかですとか、この事業をやる上で女性にフォーカスして何かやったとか、あればそういうところを記載した上で、今年と今年度の来年評価です、この事業実績のところでも男女平等の効果が分かるように施策については全体的に書いてもらう、という評価を記載することでよろしいでしょうか。

委員：いや、多分読み方が分からないのです。多分事業内容。僕らだったら、子育てのこととか介護のことが出てきたら、どっちかに偏らないでという読み方をするけど、多分そう読み取らない人達が多いってところがあるかもしれないですね。個別具体のこういうことを言いたいのだよという補足はつけたほうが、いいかもしれないですね。

事務局：一応折に触れて説明はするのですが。私たちのように直接男女平等に関わっているところと、子供を見て子供支援をやっている人が男女の視点でというのがなかなかちょっと難しいのですかね。それを持たなきゃいけないと思うところですが。

委員：いやしかし、よく事業内容読み返すと確かに男女って書いていない。遠まわしに感じるところは確かにあるかもしれない。

委員：施策4に戻っちゃうのですが、公民館課の公共施設予約システムの完全実施を目指す。これが男女平等推進にどう繋がるのかっていうのを、きっと意味があってここに書いてあると思うのだけれど、この目標だけでそれを理解するのはすごく難しい。でも評価は2だから、きっとこの完全実施することによって男女平等が1歩進んだのか、よく分からないなあって思っています。働いている人でも、これがその場に赴かなくてもいける、予約ができるようになったのだからって意味なのかなとは思いますが、分かるように書いていただけたらいいなというふうに思いました。ちょっとこのところの施策4、5あたり見ていると、目標自体がどう繋がるのか分かりづらい。

委員長：男女平等推進にどう影響があったのかを書いてくださいって言う感じですよ。それは施策4も5も一緒ですね。

では次、6、生涯にわたる健康支援事業、No.18、19 だけですね。

健康推進課の乳がん子宮がん検診受診率って、母数は。

事務局：母数については確認していません。

委員長：これどうやって出したのだろう。受診した人数はあると思うのですが、母数がなかったら。

事務局：恐らく、対象者が年齢で区切られていまして、その対象年齢の方に、通知が一斉に通知されるのですけれども、その送付先に対して、受診してその履歴が戻ってきた割合で出されているものと思われます。

委員長：そうするとその年齢だけっていうより国民健康保険の人だけですよね。

事務局：昔の話になりますが、今の乳がん、子宮がんについてですけど、ちょっと今は少し変わっているかもしれないので、それを前提にお話しさせていただきますが、対象は国保だけではなく、市民について年齢で区切ってクーポンを送っています。ですので、母数は送付数です。その上で、クーポン等使って受診された方っていうことで把握できますのでこの率を出しているのではないかと思います。

委員長：そうしましたら次、課題3 男女平等意識の醸成の施策事業No.20 から21 ですね。事業No.20 も21 も比較的男女平等の意識づくりにかなり関わってくる事業かと思うのですが、ここもですね男女平等推進に対する評価。2 にしたり3 にしたりするところがないというか、例えば1つ目の市政戦略室も、こういうことをしていて、2なのかなって思いますし、他のところも3にしている根拠がよく分からないし。様々な活動をされたことは分かるのですが、それをした結果どうだったのですかっていうところを根拠にして、男女平等推進に対する評価をするかと思うのですよね。やりましたっていうのは目標に対する評価でやっているもので、それをやった結果男女平等推進に対してどうなのっていうのはまた違う基準で評

価しているわけですから、何かそれが分かるような書きぶりが必要なのではないかと思います。特にこの意識づくりという施策なのに、この授業をやってどんなふうにその人たちの意識が変わったかっていうのを見ないのだったら分からないですよ。施策1のここの結果というか。いかがでしょうか。

次行ってもよろしいですか。

では、施策2、ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消。

事業実績に何をやったっていうのは書かれているけど、やってどうだったのですかっていうところがないと、男女平等推進に対する評価につなげられないのではないですか。

事務局：講座の満足度という形では記載ができるかと思うのですが、役割分担意識が解消されたかどうかというアンケートは取ってないので、参加率の高さや満足度の高さから3というふうに評価をしたのですけれども、この事業内容の理解を促進する、意識の解消っていうところでは、言葉はつきりそのままの回答は得られていないというところですよ。

委員長：でもその満足度とか参加率の高さって重要な情報じゃないですかね。それがあるとそこから判断されたのだなというのが少し分かりやすいかなと思います。

事務局：ではそこに記載するようにいたします。

委員長：お願いします。

委員：この設定の問題なのですけど、事業実績のところは、その目標に対しての実績とか男女平等推進に対しての実績とか書き分けてもらうってわけにはいかないのですかね。

委員長：なんか多分このもうフォーマット自体を変えたほうがきつといいと思うのですけれども。

委員：でもその目標に対してはさっきも言ったように数字で割と分かりやすいですけど、でも男女平等推進の方は、数字がそれで言い切っているのかわかって言われても、あるだけマシじゃないですかぐらいの話だと思うのですよね。それさえないのに3とかっていうぐらいだったら、やっぱりさっきから話が出ているようにその根拠が分からない、じゃ分からないままで書き直してくださいよりも書かざるをえない欄にした方がいいんじゃないかと思うんですけどね。

委員長：来年からっていうことですよ。とりあえず今回のものに関しては、せっかくそんな参加率とか満足度とか分かっているのであれば、多分人権平和課の方が書かれると、他のところももう少し。明らかにこれ去年のより全然いいですよ。どれぐらいの満足があったとか書いているところが増えたと思うので。いかがでしょうか。よろしいですか。

施策3 男女平等事例の見える化。いかがでしょう。

副委員長：広く発信したけれども、そこでの皆さんのその、思いとか評価なんかはどうだったかね。

委員長：やっぱり欲しいですね。先ほどと同じとなります。

では施策4です。たがいの性を理解し尊重する意識の醸成で、事業No.24、25。

これは子ども子育て支援課の数値実績のところは134回ってこれ34回じゃなくて134回ですか。

事務局：134回で合っています。こちらはこの数字をたてた時に、まさにコロナ禍の始まりだったので、その中で達成する現実的な数字、逆にこちらの課は現実的な数字をたててしまったので、事業再開に伴い、本来の姿に戻ったものが激増したように見えているという状況でございます。

もしかするとここについては目標値を上げてっていう、残り一年ではありますけれども、そういうこともありかとは思いますが。

委員長：事業No.24と25の学校指導課には全く同じものということですね。教職員向けの研修と、子ども向けのっていうことですか。

事務局：そうですね。24については、教職員向けの研修と授業を通して児童生徒に指導で、25については2文ありまして、「また、」以降は先ほどの24と同じもの、教員研修は同じことを言っているかと思われま。

委員長：そうすると、この教職員研修を受けた人が子どもたちに研修するってことですか。

事務局：教員の方が全員受けているとは限らないのですけれども、そういう意識を持って研修を受けられる限り受けて、その上で生徒さんに授業をするということの記載かなとは思いますが。

委員：これ専門委員会の評価では目標を上回ってないから2にしてくださいと学校指導課に言っているけれど、全部の上はないのだから、何かこう上手にできないのですか。

事務局：必ず15校で必ず実施するという思いがありまして、それを上回る、もしかすると、もう2回開催すれば上回るかもしれないのですけれども、ただその目標としても15校必ずやる、実績としても必ずやったというふうに向っております。

委員長：この教職員向け研修は、参加する教員の人数とかが違う。

委員：そこまでね、当たり前だって言い張るのだったらもうもはや目標じゃない。

委員長：いかがでしょうか。

じゃあ次いってもよろしいでしょうか。

課題の4に入ります。課題の4の施策1です。事業No.26から29までですね。これはもう先ほどと同じってことですよね。全部学校指導課なのでここでは何も言うことがない。

委員：No.26は、学校指導課が目標に対するのも男女平等推進に対するのも2つてことは総合評価はBになるのですよね。

事務局：そうですね。この施策1で学校指導課が4つ出てくるのですけれども、No.26、27、28は飛ばしまして29の3つにつきましては、機械的に目標に対する評価は2で、その事業実績から男女平等推進の効果を読み取れないため2にしてBということになっています、という専門委員会の評価で、学校指導課のNo.28の部分のみ、これちょっと専門委員会の評価を保留にしまして、目標に対する評価は2なのですけれども、事業実績をもうちょっと工夫すれば、より細かく書いていただいてから評価をしたいというふうに言っていて。といいますのもそのBに落とした評価が全部昨年と同じ書きぶりなので、変化が見られないってことなのですけど、28だけはちょっと書きぶりが変わっていて、それが新たな取り組みなのか、書き方が変わっただけなのかを知りたいというような形でした。

委員長：なんか似たような書きぶりですね。

事務局：これが28なのですけど、男女平等の意識づくりに係る内容の記載というのが今年の特筆して入っていたので、もしそれが今年新たに取り組みましたのであれば、そこをもう少し書き込んでいただければ、男女平等推進に対する評価は3にできるというのが専門委員会の意見でした。

委員長：どういう内容なのか知りたいです。

いかがでしょう。

そしたらここまで最初から何か追加でもしあれば。よろしいでしょうか。課題4まですべて終わりました。

事務局：委員長、すごくボリュームのある中ありがとうございました。

いくつかいただいたご意見の中で、そのまま推進委員会評価にするものと、それから担当課にもうちょっと詳しく書いてもらうものとありますので、担当課に打ち返したものについては、次回推進委員会もしくはメール等で結果を報告させていただきます。

次回の推進委員会で課題5と6を評価できればと思います。

委員長：はい、ありがとうございます。

それでは本日の施策評価はここまでとしまして、議題2の第3次国分寺市男女平等推進行動計画策定に関わるパブリックコメントの意見の概要についてお願いします。

事務局：こちら今回は結果のご報告のみになります。

次回の推進委員会でこの意見を反映するとかしないとか、あるいは反映しないならどういう理由でというので市の方針を作るのですけれども、次回はその上で反映する、しないのところ、これでいいかというものを見ていただきます。今回は結果のご報告だけにとどめさせていただくのですが、皆様にご協力いただいていた次期の計画のパブリックコメント案というのを提示しまして、昨年12月19日から今年20日まで、1ヶ月間のパブリックコメントをしまして、提出されたのは、意見としてはお1人で、意見数は4件という形になりました。内容につきましては、どこに対してどういう意見っていうふうにまとめてございますので、後ほどご確認いただければと思います。以上です。
ご質問等あればお願いします。

委員長：これは、いただいている意見に対する回答みたいなものはどこかで出されるんですか。

事務局：そうですね。この後の流れなのでございますけれども、この意見に対して主管課が人権平和課であったり、学校指導課であったりありますので、各課で回答を作りまして、市の方針を作りまして、それに対して2月13日に推進委員会の皆さまにもご意見をいただくこととなります。それは市として決定したものを、市報とかホームページとか、あと各施設に配架という形で市民の皆様には結果の公表をいたします。結果の公表時期につきましては、もろもろの手続きがたくさんありまして、議会で報告ですとか、いろいろありまして、結果の公表時期は来年度の4月となります。

委員長：はい、それでは最後にその他何かございますでしょうか。

事務局：次回が2月13日の19時から、同じ場所で設定させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

委員長：それでは以上で本日の推進委員会を終了いたします。
ありがとうございました。